3市役所合同公務員フォーラムを開催します

問 人事課（☎65−6502）

市役所の仕事に興味がある学生等の皆さんを対象に、長浜市・彦根市・高島市の3つの市役所が合同で、仕事のやりがいや魅力などをブース形式で説明します。

【とき】
2月24日(月・振休)
14時～16時30分(受付13時30分～)

【ところ】
滋賀県立文化産業交流会館(米原市下多良)

【内 容】
市役所PRタイム、3つの市役所ブースで説明会

【対 象】
長浜市・彦根市・高島市の仕事に興味がある短大生、大学生および社会人

【内 容】
180人(先着順)

【申込み】
2月19日(水)までに市ホームページ申込フォームからお申し込みください。
※参加費無料、服装自由
※このフォーラムは、職員の採用・選考に一切関係ありません。

問合せ
人事課〈本庁舎4階〉
☎65−6502

▲申込フォーム

市公共施設の指定管理者を募集します

問 行政経営改革課（☎65−6702）

指定管理者として、令和2年9月から施設の管理をしていただける法人や団体を募集します。

【募集する施設】
湖北みずどりステーション(湖北町尾上)

【募集要項の配布】
2月10日(月)～3月10日(火)に担当課で配布します。
※平日8時30分～17時15分
※2月10日(月)より市ホームページからダウンロードすることもできます。

【申請書類の提出】
3月4日(水)～10日(火)に直接担当課まで提出してください。

問合せ・提出先
農業振興課〈本庁舎2階〉
☎65−6522

▲市ホームページ

職員採用試験を実施します

問 長浜水道企業団総務課（☎62−4101）

【職 種】 技術員
【試験区分】 高校卒業
【人 数】 若干人
【第1次試験】 3月1日(日)
【申込期間】 2月1日(土)～18日(火)
【受験資格】
平成7年4月2日～平成14年4月1日に生まれた人で学校教育法に基づく高等学校を卒業した人または令和2年3月31日までに高等学校を卒業する見込みの人。

【申込書配布・受付窓口】
申込書は左記にあります。水道企業団ホームページからダウンロードすることもできます。受験申込書を郵送で請求する場合は、封筒の表に『受験申込書請求』と朱書きし、返信用封筒(角2号・120円切手貼付・宛先・郵便番号明記)を同封してください。

問合せ・申込先
長浜水道企業団総務課
〒526−0047 下坂浜町248−22
☎62−4101

▲長浜水道企業団ホームページ

プレミアム付商品券を2月28日まで販売します

問 プレミアム付商品券事務室（☎65−6528）

「長浜市プレミアム付商品券」の販売期間を延長し、2月28日(金)まで販売します。

1人当たり最大2万5千円分の商品券を2万円で購入できます。

「購入引換券」をまだお持ちで、購入を希望する人は、販売窓口でお買い求めください。

【販売延長期間】
2月3日(月)～28日(金)
※土日祝日は除く

【販売窓口】
プレミアム付商品券事務室
〈本庁舎1階〉

【販売時間】
8時30分～17時15分

【持ち物】
購入引換券、本人確認書類
※本人が購入に来ることが難しい場合は、代理でも購入できます。
※「購入引換券」がないと商品券を購入できません。また「購入引換券」の再発行は行っていません。

商品券の使用期限
2月29日(土)
※使用期限を過ぎた商品券は無効となります。払戻しは行いません。

【購入できる人】
①3歳半までの子がいる世帯の世帯主
平成28年4月2日～令和元年9月30日に生まれた子がいる世帯の世帯主
②住民税非課税者
平成31年1月1日時点の住民のうち、令和元年度の住民税が非課税の人で購入希望申請をした人
※住民税課税者の扶養親族、生活保護受給者等は対象外です。
※申請がまだの人も受け付けますので、販売窓口へ申請書をお持ちください。

問合せ
プレミアム付商品券事務室
〈本庁舎1階〉
☎65−6528

▲市ホームページ

農振除外等の申出手続きを受け付けます

問 農業振興課（☎65−6522）

長浜農業振興地域整備計画(農用地利用計画)について、除外等の申出を受け付けます。

農振変更を伴う土地の利用計画を検討している人は、必ず期限内に事前協議を行ったうえで必要書類を提出してください。

受付区分
○農振除外申出(青地→白地)
○農振編入申出(白地→青地)
○軽微変更申出(農業用施設を建てる場合など)

申出手続き(土日祝日は除く)
①事前協議
3月2日(月)～31日(火)
8時30分～17時15分
②受付期間
4月1日(水)～20日(月)
8時30分～17時15分
※事前協議の結果、要件を満たす見込みのあるものが対象です。また、すべての添付書類が揃った申出書のみ受け付けます。
※農業用施設用地への用途区分の変更(軽微変更)は、随時受け付けます。
③申出書の様式等
担当課にあります。また、市ホームページからダウンロードすることもできます。
※制度の概要や除外要件など詳しくは、市ホームページでご確認ください。

その他
計画の変更には県の同意が必要で、受付期間終了から農振除外まで概ね6か月程度かかります(内容によっては、それ以上かかる場合もあります)。
計画の変更は個人の申出でも市全体の計画に関係するため、すべての申出が認められるとは限りません。また、関係機関との協議の結果、農振除外できない場合があります。

問合せ・提出先
農業振興課〈本庁舎2階〉
☎65−6522

▲市ホームページ